

図-1 技術基準の体系

準を制定した時点での考え方等を記載した解説を 作成し、これを関係者に示すこととされた。

解説は、国、脚鉄道総合技術研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道技術系協会、鉄道事業者等の関係者が連携しつつ、省令等、解釈 基準の設定根拠、考え方をまとめたものである。

なお、解説は、法令にその根拠をもたない参考 資料とされている。

## 5. 「実施基準」の策定・届出

実施基準は、鉄道事業者の施設及び車両の設計、 運用にあたって、鉄道事業者の施設等の実態を考慮し、省令、解釈基準に適合する範囲において定めることを基本とし、鉄道事業者の線区の実態ごとに設計、建設、保守の際の基準を明らかにするものである。

また、実施基準は、解釈基準に示された例示、 設計方法、検証方法等に準じて数値化するなど具 体的に示すものとされており、安全が担保できる 範囲内で実効ある基準とする必要がある。

このように、実施基準は、省令等、解釈基準に 適合する範囲において定めることを基本としてい るが、鉄道事業者の施設等の実態を考慮し、安全 性の担保がなされれば、必ずしもこれによらない ことができるとされている。

省令の性能規定化に伴い、鉄道事業者は実施基準を策定し、あらかじめ国に届け出ることとなっており、届け出られた実施基準が解釈基準と異なる場合には、国は必要により省令等への適合について説明を求めることができるとされ、国が安全の確保の観点から必要と認めた場合には、実施基準の変更を指示することができるとされている。



(社)日本鉄道電気技術協会

お な なる かず 村 田 浩 一